

# 生活保護訴訟「主権尊重を」

## 北陸

### 富山・減額取り消し請求 来年1月判決

# 11対10 最近は原告勝訴相次ぐ

国が生活保護の基準額を引き下げたのは、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障した憲法に違反する。そう訴え、富山市の受給者5人が減額処分を取り消しなどを求めた裁判が結審した。各地の同様の訴訟では、減額を取り消す原告勝訴が相次いでおり、来年1月の富山地裁の判決にも注目が集まる。

## 生活保護基準引き下げ 違憲訴訟 口頭弁論 記者会見



推訴から約8年半。8月14日にあった28回目の口頭弁論で結審した後、原告側が会見した。亡き妻の訴訟を引き継ぐ80代の男性は、夫婦で病気になる、生活保護に出合って自分は生き延びていると語った。この裁判は、国民主権の国がどうあるの分かれ道。歴史的意義を持つ一力を込めた。

原告らは、保護費のうち衣食や光熱費にあてる生活扶助の基準額を、国が2013年から3段階で下げたことについて、慰謝料を請求。実際に保護費を減額した市には、取り消しを求めている。弁護団によりますと、引

## 全国各地裁の生活保護訴訟判決

判決年月	地裁名	原告勝訴	原告敗訴
2020年6月	名古屋		○
21年2月	大阪	○	
3月	札幌		○
5月	福岡		○
9月	京都		○
11月	金沢		○
12月	神戸		○
22年3月	秋田		○
5月	佐賀		○
	熊本	○	
6月	東京	○	
7月	仙台		○
10月	横浜	○	
23年2月	宮崎	○	
3月	青森	○	
	和歌山	○	
	さいたま	○	
4月	奈良	○	
	大津		○
5月	千葉	○	
	静岡	○	

いずれも敗訴した側が控訴。大阪高裁では23年4月上告の判決で原告が敗訴、

き下げは平均6・5%、最大10%で、国費ベースで総額約670億円が削られた。その大半を占めた「デフレ調整分」と呼ばれる削減が、主な争点の一つだ。国は、2008、11年に物価が4・78%下落したとの指数をもとに、可処分所得が実質的に増えたとして引き下げを行った。この指数について、原告側は「物価が急上昇した特異な年」を起点に、「高額の電化製品

## 「当事者の意見聞いて」

「月千円や1500円で、生活保護で暮らす人には大きい額。削れるところは他にたくさんある」。訴訟を支援する市民団体、反貧困ネットワークとよまの共同代表・松浦万里子さん(76)はそう話す。

被告の国と市は「一般国民の生活水準と不均衡が生じ、引き下げるべき状況だった」などと反論し、厚労相の判断の過程や手続きに誤りはないとして、請求の棄却を求めている。同様の訴訟は14年以降、29都道府県で起こされた。20年6月、初の判決を下した名古屋地裁は「厚労相の

## 支援団体共同代表

大学教授として社会福祉論を教えていた頃に講義でも使った、冊子の写しが手元にある。50、60年前、青森県で生活保護受給者らに渡された「おしらせ」。福祉事務所からの説明が平易な言葉で並ぶ。

金額などに納得できない場合は知事への申し立てが可能で、知事や大臣の決めたことに不服なら裁判を起すことができると、明確に書かれている。

その後、金沢など7地裁で連続して請求が棄却された。22年5月以降は減額の取り消しが相次いでいる。富山訴訟原告弁護団の西山貞義弁護士は会見で「地裁ではこれまで11対10で原告が勝ち越している。画期的な状況だ」と述べた。

「一生けんめい働いてもくらしがでなないと苦痛、病気の治療ができないと苦痛。国はみんなの生活を保障することになっておられます」「保護をうけて生活をたてておくことはみんなの権利であってほしい(原文ママ)」「でもなく、厚身がせまい」とでもありませ

判断は違法ではなかった」と認定し、請求を棄却した。21年2月の大阪地裁判決は、厚労相の判断に「過誤、欠落がある」として裁量権の逸脱による違法を認定し、減額決定を取り消した。違憲かどうかは判断しなかった。

「国は当事者や専門家の意見も聞かずに基準を引き下げた。人として尊重するなら、生活実態をよく調べたうえで話を傾け、決めるべきです」(佐藤義孝)